

8. 本会の概要

(1) 設立趣旨

化石燃料の枯渇をほぼ半世紀の後に控え、この予想にもとづく経済効果はすでに種々の形で現れているといわれます。また、化石燃料の燃焼による汚染で地球は人間の住める天体としての条件を失ないつつあることは周知のとおりであります。

かくて、石油経済の黄金時代は倫安の夢と過ぎ去り、クリーンエネルギーをシステムとして、系統的かつ総合的にもくろむことは、わが国のように人口密度が大きく、高度の工業国にとっては、まさに、その存否をかける大問題となつてまいりました。

このような状勢のもとで、われわれは1次エネルギーを、例えは太陽と核などに求め、2次エネルギーを電力と水素で支える理想的なクリーンエネルギーシステムをわが国の社会、風土に適した形で確立できるように調査し、研究することは急務であると考えます。

また、水素エネルギーシステムに適合した工学や工業の学理と技術についての研究をはかるとともに、これらの重要性について一般の認識を深めつつ、各界に、問題解決についての協力を強く訴えたいと思います。

エネルギー問題やその関連分野に関心をもたれる縦の方々が、この趣旨に賛同され、ご協力下さることを心から希望してやみません。

昭和48年7月17日

発起人一同

(2) 会則

第1章 総則

第1条 本会は、水素エネルギー協会と称する。

第2条 本会は、水素エネルギーシステムならびに関連分野の学理と技術に関する調査、研究をはかるとともに、これの重要性について一般の認識を深めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行なう。

1. 研究会、研究発表会、講習会などの会合を開くこと。

2. 出版物を編集、発行すること。
3. その他前条の目的を達するために必要と認められること。

第 4 条 本会の事務局は、東京都またはその周辺におく。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は、個人会員および団体会員の 2 種類とする。
- 第 6 条 個人会員は、水素エネルギー・システム、またはそれに関連する科学技術にたずさわっているか、あるいはそれに深い関心をよせているもので、委員会で入会を承認されたものとする。
- 第 7 条 団体会員は、本会の設立趣旨に賛同し、別に定める会費を納入する法人または団体とする。
- 第 8 条 個人会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
- 第 9 条 個人会員および団体会員に属する者は、本会の催す各種の学術的会合に出席することができる。
- 第 10 条 会員は、本会の発行する出版物の配布を受ける。
- 第 11 条 入会を希望する者は、別に定める手続きによって申し込まねばならない。
- 第 12 条 退会を希望する者は、会長に届けて退会することができる。
- 第 13 条 会費を 1 か年間滞納した会員は会員としての権利を停止され、督促をうける。督促の期限までに会費の納入がないときは退会させられる。
- 第 14 条 委員会において理由を明示し、本会の会員として不適当であると決議された会員は退会させられる。

第 3 章 役 員

- 第 15 条 本会に委員会をおき、本会の運営にあたる。
- 第 16 条 委員会に委員をおく。委員は個人会員の中から委員会の議を経て選出する。
- 第 17 条 本会に、会長 1 名をおく。会長は、本会を代表し、委員会の議長となる。
- 第 18 条 本会に、副会長 2 名をおく。副会長は会長に事故あるとき、会長の任務を代行する。
- 第 19 条 委員会に幹事若干名をおく。幹事の互選により幹事長をおき、会長の職務を助ける。
- 第 20 条 会長、副会長、幹事は委員の中から委員会の議を経て選出する。
- 第 21 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は委員会の議を経て、会長が委嘱する。顧問

は会長の諮問に応じ、適宜意見を述べる。

第 22 条 本会に監事 1 名をおく。監事は委員会の議を経て会長が委嘱する。監事は会計を監査する。

第 23 条 会長、副会長、幹事長、幹事、委員、監事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 4 章 会 議

第 24 条 委員会は、会長がこれを招集する。

第 25 条 委員会は、前会長、会長、副会長、幹事長、幹事、監事で構成する。

第 26 条 委員会は委員の過半数の出席で成立する。委任状による代理出席は、これを認める。
議事は出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長が決める。

第 5 章 会 計

第 27 条 本会の運営に要する経費は、会員の会費、その他の収入をもってて収支は年 1 回会員に報告するものとする。

第 28 条 本会の資産は、会長が管理する。

第 29 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 会則の変更等

第 30 条 本会則の変更は委員会において、委員会の成立条件の他、出席委員の 3 分の 2 の賛成を得なければ行なうことができない。

第 31 条 細則については、委員会の意見をきいて会長が定める。

付 則

本会則は、昭和 48 年 9 月 4 日から施行する。

昭和 57 年 2 月 17 日一部改正。

昭和 59 年 4 月 1 日一部改正。

会の名称変更

本会の名称を昭和 59 年 4 月 1 日から変更し、水素エネルギー協会とした。

(3) 本会の活動

研究会

水素製造・利用技術およびエネルギー・システム研究に関する当面の重要課題について研究討論会を年約4回開催する。

団体会員のみを対象とする特別研究会も随時開催する。

研究発表会

我国において進行中の水素エネルギー技術分野における研究成果について発表会を原則として年に1回開催し、一般にも公開する。

講演会・シンポジウムなど

水素エネルギー・システム技術や問題点をひろく一般に普及啓蒙するための講演会、映画会などを随時開催する。また講演会、シンポジウム、海外研究者などを囲んでの懇談会なども随時開催する。

会誌その他資料の刊行

年間における研究会の成果などをとりまとめて編集した会誌を年2回、その他の資料を刊行する。

国際活動

国際水素エネルギー協会(IAHE)と緊密な関係を保ち、水素エネルギー技術における研究およびその成果の普及に関する国際交流活動に積極的に寄与する。

(4) 入会案内

1. 要覧、入会申込書は事務局にありますので請求して下さい。
2. まず、入会申込書にご記入のうえ、事務局へお出し下さい。
3. 個人会員の場合は、役員会の承認を経たうえで、入会承認の通知を差上げます。
(半月ないし1か月以上要する場合もあります。)
4. 入会承認の通知とともに、会費納入に関する請求書あるいは振替振込用紙などをお送りします。

5. 会費 個人会費 4,800円／年額

団体会員 1口 60,000円／年額 1口以上

6. 団体会員の特典

- (1) 定例研究会には何人でも出席出来ます。(個人会員の場合は本人以外の出席は認められない)
- (2) 団体会員だけを対象とした研究会も開催されます。
- (3) 定例研究会等の内容記録・資料の提供サービスを行ないます。
- (4) 海外文献情報等の提供サービスも考慮します。